

○職員の分限に関する条例

制 定 昭 40.12.20 条例 6

最近改定 平 28. 3.25 条例 5

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号、以下「法」という。）に基づき、職員の分限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(他の条例との関係)

第 2 条 職員の意に反する降任、免職及び休職に関しては、法律に特別の定がある場合を除く外この条例の定めるところによる。

(休職の事由)

第 3 条 職員が法第 28 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合のほか、学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設（外国のこれらの施設を含む。）において、当該職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合においては、当該職員を休職することができる。

(降任、免職及び休職の手続等)

第 4 条 法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職するには、勤務成績の評定の結果による等、客観的事実によってその職員の勤務成績が良くないと認められる場合でなければならない。

2 法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し若しくは免職する場合、又は同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、あらかじめ、管理者の指定する医師にその職員を診断させなければならない。

3 法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職するには、その職員が他の同等の職に必要な適格性をも欠くと認められる場合でなければならない。

4 職員の意に反する降任、免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第 5 条 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定による休職の期間は、引き続き 2 年を超えない範囲内において、管理者が定める。ただし、管理者は、休職の期間が 2 年を経過した場合において、特別の事由があると認めるときは、1 年を超えない範囲内において休職の期間を延長することができる。

2 第 3 条の規定による休職の期間は、必要に応じ、個々の場合について、管理者が定める。ただし、その期間は、引き続き 3 年を超えることができない。

3 第 2 項の規定によって定めた休職の期間中その事由が消滅したときは、休職は、当然終了したものとし、すみやかに復職を命じなければならない。

4 法第 28 条第 2 項第 2 号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

5 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、休職の期間中、条例に別段の定があるものの外、いかなる給与も支給されない。

(免職の効果)

第5条の2 法第28条第1項の規定により免職された職員の給料、その他の給与については、別に条例で定める。

(復職の手続)

第6条 休職者を復職させる場合においては、第4条第4項の規定を準用する。

(失職の例外)

第7条 管理者は、法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとするができる。

(実施細目)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平28.3.25 条例5)

この条例は、公布の日から施行する。